

京都市で保護された生活保護受給者について

平成26年 5月30日

保 健 福 祉 部

盛岡市の生活保護受給者が、京都府右京警察署に保護され、同署員により盛岡市に移送された事案について報告します。

1 事案の概要

(1) 保護された生活保護受給者 女性，72歳，単身世帯

(2) 経緯

ア 平成26年5月27日朝，京都市右京区において，右京警察署員が当該者を保護した。

イ 当該者が盛岡市発行の住民基本台帳カードを所持していたことから，右京警察署から盛岡市に照会があり，盛岡市において確認したところ，当該者が盛岡市において生活保護を受給している者であることが判明した。

ウ 当該者が盛岡市民であることから，盛岡市から右京警察署に，当該者の状況を聴き取ったところ，現金数万円と数十万円の残高のある預金通帳を所持しているが，異常行動があることから，1人での帰盛は難しいと認められ，盛岡市において早急に当該者を引き取るよう要請された。

なお，右京警察署においては，右京区福祉事務所に対して当該者の引取りの要請を行ったが，「対応困難」との回答であった旨の情報提供を受けた。

エ 本事案に対する盛岡市の対応を内部協議し，①過去の事例においては，現地福祉事務所の協力を得て対応してきた経緯があり，今回においても，右京区福祉事務所が対応してくれるものと判断し，右京警察署に対し，職員を派遣した引取りはしないことを回答する。②右京区福祉事務所に対し，医療機関での入院又は施設でのショートステイ等での保護を依頼する。③唯一の身内である姪に対し，引取りのお願いをする。④当該者の帰宅意思を確認する。との方針を決定した。

オ エの対応方針に基づき，

① 盛岡市から右京警察署に，職員を派遣しての引取りはできない旨を回答した。

② 盛岡市から右京区福祉事務所に，京都市での医療機関又は施設での保護を依頼したが，保護の緊急性は低く，対応は困難であるとの回答があった。

③ 神奈川県に居住するめいに，京都市での引取りをお願いしたが，経済的に困難であるとの回答があった。

④ 当該者と直接話をしたところ，「今のところ盛岡に帰るつもりはない。」とのことであり，右京警察署からは，帰宅の意思が示されたとしても，保護された際の状況から，引受者がいなければ保護の解除は困難であると判断していることを伝えられた。

カ 京都市での保護及び身内の対応が困難となったことから，次善策を内部協議していたところ，右京警察署から盛岡市に対し，保護の期限（24時間以内）が迫っており，異例ではあるが，署員が移送するので，盛岡市での引取りの対応をお願いしたいとの連絡が入り，内部協議の結果，右京警察署の申出を受け入れることとした。

キ 午後10時42分、盛岡駅前交番において、盛岡市職員3人が右京警察署員2人から当該者を引き取り、事前に受入を依頼した特別養護老人ホームのショートステイを利用させた。

ク 平成26年5月28日、盛岡市職員が当該者に付き添い、医療機関を受診させたところ、即日入院となった。

2 盛岡市が京都市において保護しなかった経緯

- (1) 盛岡市職員の派遣による当該者の引取り以外の保護の方策を右京区福祉事務所に依頼したものの、対応困難との回答を得、その次善策を検討している中、右京警察署においては、当該者の保護期限（24時間以内）を考慮し、当該者の移送を決定し、署員が盛岡市に移送したものであり、盛岡市の対応が後手に回る結果となったものである。
- (2) 当該者について、右京警察署では単独での行動が困難であると判断し、一方盛岡市では単独での行動が可能であると判断したことにより、引取り以外の方策を優先した対応となったものであり、盛岡市における当該者の状況判断に甘さがあったものである。

3 今後の対応

今後の対応については、速やかに保護することを基本とし、他市町村の関係機関と協議し、当該関係機関が対応できない場合においては、職員を派遣し当該地において引き取るものとする。